

道路に関する相談

落石等異常通報アプリ「パトレポしまね」

島根県では、落石等の異常を発見した際の通報手段として、スマートフォンを用いた通報アプリケーション「パトレポしまね」を運用しています。

広く県民の皆さんやドライバーから情報を得られるよう、従来から運用してきた「道と川の相談ダイヤル」に加え、通報手段の拡充を目的としたアプリケーションです。

○ダウンロードサイトへのアクセス方法 (ダウンロードは無料です)

- ①ポスター・チラシのQRコードを読み込む
- ②インターネット検索サイトで「パトレポしまね」で検索
- ③インターネットで以下のアドレスを直接入力
<http://patorepo-shimane.org>



こんな時にお知らせください！

- 落石
- 舗装の陥没
- 護岸の決壊
- など、公共土木施設の異常を発見したとき

あなたのスマートフォンから送られた写真が、公共土木施設の安全につながります！

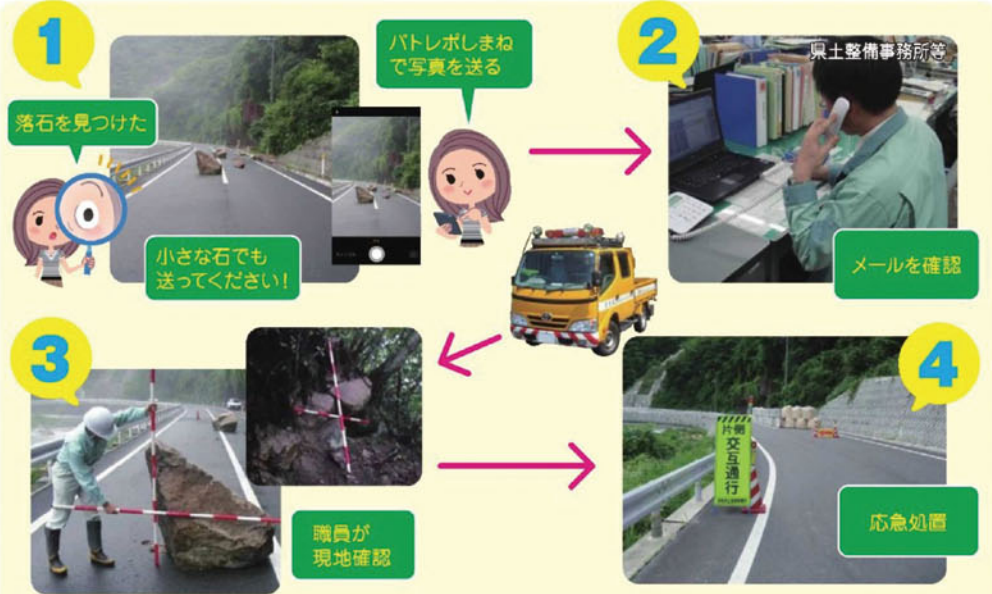
簡単操作で送れます！

レポーター登録はコチラ

http://patorepo-shimane.org

もしも

道や川の異常を発見したら「パトレポしまね」を使って、スマートフォンから写真や位置情報を送ってください。あなたからの情報が、道と川の安全につながります！



通報・苦情・質問・問い合わせ・意見等、道路に関する様々な相談を受け付けています。



(下記の電話番号までお電話下さい。)

国土交通省中国地方整備局「道の相談室」
中国管内の道路全般について受け付けます。
☎082-222-6274
FAX082-511-6467
受付AM9:30~PM5:00(土日祝祭日、年末年始を除く)

高速道路のお問い合わせは、NEXCO西日本 お客様センター
カバーエリアは西日本高速道路(株)管内、受付時間は24時間
☎0120-924863
☎06-6876-9031 フリーコールが利用できない場合

(公財)日本道路交通情報センター
道路情報及び道路交通情報の提供
携帯短縮ダイヤル #8011
☎050-3369-6632
☎050-3369-6700(全国高速)

国交省(国道9号、54号、191号の一部)の緊急ダイヤル
#9910

道路や河川に関する情報・相談は・・・
道と川の相談ダイヤル

「道と川の相談ダイヤル」一覧

松江市	☎0852-32-5200 松江県土整備事務所
安来市	☎0854-32-4149 広瀬土木事業所
雲南市・飯南町	☎0854-42-9601 雲南県土整備事務所
奥出雲町	☎0854-54-1251 仁多土木事業所
出雲市	☎0853-30-5789 出雲県土整備事務所
川本町・美郷町・邑南町	☎0855-72-9630 県央県土整備事務所
大田市	☎0854-84-9720 大田事業所
江津市・浜田市	☎0855-29-5777 浜田県土整備事務所
益田市	☎0856-31-9655 益田県土整備事務所
津和野町・吉賀町	☎0856-72-0511 津和野土木事業所
隠岐の島町	☎08512-2-9737 隠岐支庁県土整備局
西ノ島町・海士町・知夫村	☎08514-7-9111 島前事業部

島根県では、路線番号が3桁の国道、県道、一級河川(大臣管理区間を除く)、二級河川、砂防・地すべり、急傾斜施設を整備・管理しています。

維持管理における地域との連携・協働



ハートフルしまね

あなたの街の快適な道路環境づくりを力をお貸しください。

【制度の目的】

島根県公共土木施設愛護ボランティア制度「ハートフルしまね(道路部門)」は、県が管理する国道・県道において、地域の首様に道路の清掃や緑化、草刈といったボランティア活動を行っていただき、その活動を通じて、道路利用者のマナーの向上や道路への愛着心を深めることを目的としています。

【制度の概要】

- 県は、道路清掃などのボランティア活動に意欲を持つ団体や企業あるいは個人を「愛護団体」として認定します。
- 「愛護団体」には、あらかじめ決められた道路の区間について、清掃や緑化をしたり(美化活動)、草刈りをしたり(草刈活動)していただけます。
- 県は、万が一の事故に備えて傷害・賠償責任保険の保険料負担と加入手続を行います。
- 「愛護団体」の希望によりネーム入りの活動表示板を沿道に設置したり、また、要綱に基づいて、活動にかかった実費相当額を「愛護団体」へ交付します。
- 特に功績のあった団体を知事表彰する制度を設けています。
- お申し込み、お問い合わせは、各県土整備事務所までお願いします。

「ハートフルしまね(道路部門)」認定団体は令和3年3月末現在で673団体あります。



島根県

- 愛護団体の認定
- 表示板の設置
- 交付金の交付
- 傷害・賠償責任保険加入

愛護団体

- 歩道・植樹帯の清掃、管理
- 花壇の管理
- 沿道草刈